

議案第24号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

青少年特別相談員及び社会教育指導員の報酬額を見直すため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

青少年相談員	相談員	日額	4,000	副市長
	特別相談員	月額	75,000	副市長

を

」

「

青少年相談員	相談員	日額	4,000	副市長
	特別相談員	月額	85,000	副市長

に、

」

「

社会教育指導員	月額	75,000	7級
---------	----	--------	----

を

」

「

社会教育指導員	月額	85,000	7級
---------	----	--------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。